

第10節 上水道・下水道施設災害予防計画

第1項	上水道施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 上水道課
第2項	下水道施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 下水道課

【基本方針】

市は上水道及び下水道、都市下水路等の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策を実施するものとする。

また、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止するとともに、雨水・下水の迅速な排除が行えるよう、また市街地や集落の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や都市下水路等の整備推進を図る。

第1項 上水道施設災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.8、資料編*Ⅱ.1.9】

行橋市の上水道事業は昭和26年度から始まり、平成23年3月時点で約76%の普及率になっている。椿市校区の広い範囲と、稗田校区及び仲津校区の一部を除き給水区域になっており、特に市中央部の行橋校区周辺に配水管が集中する形になっている。

また、平成9年度からは京築水道企業団より将来の水源確保として1日1,900m³を受水しており、現在1日の最大給水量21,900m³で事業運営がなされている。

【計画目標】

1. 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、下記に示す施設の防災対策を検討する。また、事業開始当時に整備された施設及び配水管は老朽化が進んでいる可能性があるため、更新等整備方針や新たな水需要に対応した施設整備計画等を作成し、年次計画に沿って水道施設整備の維持・拡充を図っていく。

- 1) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、減圧・断水のバルブ操作、あるいは矢留貯水池の貯水量の調整、各家庭における用水の確保、給水制限等の対策措置を実施する。
- 2) 水道施設は、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
- 3) 地下埋設物管理体制の確立

*資料Ⅱ.1.8「上水道関連資料」

*資料Ⅱ.1.9「下水道関連資料」

ア. 現況の把握

道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況把握及び台帳作成を進める。

イ. 共同溝の設置促進

度重なる地下工事による災害発生の危険性を少なくするため、共同溝の設置を検討する。

ウ. 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。

エ. 施設の耐震性及び供給体制等について施設等の総合的な点検・検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を検討する。

オ. 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、その保管場所や方法について検討する。

カ. 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

4) 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

5) 広域応援体制

震災時及び渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

ア. 水資源の確保・配給体制

イ. 災害時の応急復旧体制

ウ. 資機材の確保体制

エ. 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成

オ. 広域的な水源対策の活用

2. 工事時の安全管理体制確立

工事着工に際しては、以下の項目についての安全管理計画を作成し、関係者の承諾を得るよう指導する。

(1) 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

(2) 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関しての指揮をとる。

(3) 非常事態における緊急措置方法

緊急時における対策方法、分担区分、連絡体制の確立及び動員計画の整備に努める。

3. 工事時の安全対策実施

(1) 工事施工に係わる安全対策

工事施工にあたっては、道路法、道路交通法、消防法、その他官公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、また関係当局においても安全対策を要請する。

(2) 地下埋設物管理者との連携強化

地下埋設物については、各管理者と協定、または承諾書等を取り交わし、安全の確保に努めるよう指導する。なお、工事に際しては試験堀等を行ってその位置を確認し、埋設物に接近した場所での作業は各管理者の立ち会いを求める等の措置を講じ安全の確保に努める。

(3) 他の施工工事との連絡協調体制の確立

道路管理者主催の道路占有者会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図るよう指導する。

(4) 沿道住民への通報体制

緊急時においては、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

(5) 各種防災用具の着用、または備え付け場所の表示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより防火用具の着用、溶接等火気を使用する場合の消火器、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

(6) 工事現場の巡回・点検

工事現場の巡回を行って保安設備等を点検し、不十分なものについては速やかに改善等の措置を行わせる。

(7) 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し緊急時に備える。

(8) 防災訓練の実施

工事の進行に伴い予想される災害を想定し、関係機関と合同による防災訓練を適宜実施する。

4. 渇水対策

- 1) 渇水期の水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を図る。
- 2) 安全な飲料水を安定的に供給していくため、老朽化した配水管等の更新をはじめ、水道施設の点検整備を推進する。
- 3) 給水ポリタンク・袋等の調達確保について検討しておく。

第2項 下水道施設災害予防対策

【現況】 【資料編*Ⅱ.1.9】

行橋市の下水道事業は、資料編に示す全体計画を基に、平成13年度から行橋校区の一部供用を開始し、現在は行橋北校区を中心に整備を進めている。その他、椿市校区において農業集落排水事業の供用を開始している。したがって、下水道の排水管はこれらの地区に集中する形になっている。

また、市街地の浸水対策として、現在までに4箇所の雨水ポンプと6箇所の都市下水路が整備されている。

*資料Ⅱ.1.9「下水道関連資料」

【計画目標】

1. 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- 1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成を進める。
- 2) 災害時応急体制の確立
災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制を確立する。
- 3) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所や方法について検討する。
- 4) 仮設トイレの確保
災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。
- 5) 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を確立していく。
- 6) 下水道工事計画にあわせての老朽施設・管路の更新を図る。

2. 水害対策

- 1) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- 2) 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- 3) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、排水制限等の措置を検討する。
- 4) 宅地開発の進行等に対応した整備計画の見直しを適宜行う。